

## 会 議 録 (要旨)

令和2年度 第3回 和光市国民健康保険運営協議会

開催年月日・招集時刻 令和2年10月6日(火) 13時30分

開催場所 和光市役所 全員協議会室

開会時刻 13時30分

閉会時刻 15時02分

出席委員

事務局

佐々木 好評 清水 善行 鈴木 正敏 和田 百合子 内野 裕嗣 菅野 隆 佐々木 淳 佐藤 貴映 小田原 紀慧子 金子 正義 (会長) 津川 知子 山崎 操  <p style="text-align: right;">(12人)</p>	保健福祉部長 健康保険医療課長 健康保険医療課長補佐 国保医療政策担当統括主査 国保医療政策担当主任 国保医療政策担当主任 ヘルスサポート担当主任	川辺 聡 渡部 剛 森谷 聡子 斉藤 寛子 大坂 秀樹 齊藤 哲也 端山 明子
--	---	---

欠席委員

傍聴 1人

原 彰男  
 大友 絹江 (会長代理)  

(2人)

備考

会議資料  
 次第、資料1、資料2、資料3、資料4

会議録作成者氏名 斉藤 寛子

発言者	会 議 内 容
森谷課長補佐	<p><b>1 開会</b></p> <p>ただいまより、令和2年度第3回国民健康保険運営協議会をはじめます。</p> <p>なお、この協議会の会議については、和光市市民参加条例第12条第4項の規定により、原則公開となっています。</p> <p>また、会議後には、会議録を作成し公開します。その際の記録は要点記録とし、各委員の質問、発言については、委員名を明記した上での議事録とさせていただきますのでご了承ください。</p>
川辺部長	<p><b>2 あいさつ</b></p> <p>第3回国民健康保険運営協議会にご参集いただきありがとうございます。</p> <p>コロナウイルス感染症の感染者数は、和光市で69人、朝霞市で72人、志木市で56人、新座市で98人が確認されています。幸いにも市職員に感染者はおりません。本日の会議も感染予防対策をして開催しております。</p> <p>さて、本日から3回の予定で、和光市国民健康保険ヘルスプラン（国民健康保険税率等の改正）についてご審議をいただく予定となっております。まだ、素案の段階ですので皆様には忌憚のないご意見を述べていただき、実効性のある計画を策定し今後の和光市国民健康保険の運営に努力してまいりたいと思いますので、よろしくお願い致します。</p> <p>また、山崎委員におかれましては、長年にわたり国民健康保険運営協議会委員として在職し、国保事業の推進への功績に対し、令和2年度埼玉県国民健康保険団体連合会理事長表彰並びに令和2年度埼玉県国民健康保険関係者功績表彰を受賞されましたことをご報告します。</p>
金子会長	<p><b>3 諮問事項</b></p> <p>次に、諮問事項「和光市国民健康保険ヘルスプラン（国民健康保険税率等の改正）について」、事務局より説明願います。</p>

発言者	会 議 内 容
齊藤統括主査	<p>ヘルスプランとは、平成30年度からの国保制度改正を契機に、国保運営を行う上での基本的な方針を定めた和光市独自のプランとなっております。「国民健康保険事業計画」、「国民健康保険保健事業実施計画」及び「特定健康診査等実施計画」の3つの計画を包含しています。国民健康保険事業計画は、計画期間は3年間で、医療費分析、医療費推計などを示し、計画期間である3年間の保険税率を定めています。国民健康保険保健事業実施計画は、計画期間は6年間で、健康医療情報を活用し、和光市において、効果的な保健事業の内容を示しています。特定健康診査等実施計画は、計画期間は6年間で、メタボリックシンドロームの予防、改善を目的とした特定健康診査等の内容を示しています。今回は、第2期国民健康保険事業計画の策定、第2期国民健康保険保健事業実施計画及び第3期特定健康診査等実施計画の中間見直しを行うものです。</p> <p>ヘルスプランの基本理念・目標としては、「健康寿命の延伸と安定的な国保運営の実現」とし、基本方針としては、「1 医療費の要因分析による課題の明確化」、「2 医療費適正化に効果的な保健事業の推進」、「3 保険者努力支援制度の積極的活用並びに国民健康保険制度の適切な運営」、「4 被保険者の本来負担すべき税額の明示及び将来の財政状況を考慮した税率の設定」としております。</p> <p>構成としては、まず、第1章基本的な事項、第2章計画の理念を示し、第3章現状の整理の中で、被保険者数の状況、財政状況、医療費の動向、主要な疾患に関する分析、現在実施している保健事業の状況を示しています。次に、第4章でこれまでの現状を踏まえた課題の抽出、その課題に対する施策の方向性を示し、第5章で具体的な施策の目標及び内容を示します。</p> <p>次に、第6章で、和光市国保の今後の被保険者及び医療費の推計を示し、それらを踏まえまして、第7章で国保財政運営の方針、第8章で、保険税率等を示します。</p> <p>次に、資料2「和光市国民健康保険ヘルスプラン（素案）（一部）」をご覧ください。こちらにつきましては、第2章計画の理念から第4章分析結果に基づく課題・施策の方向性までの素案を示した資料です。</p> <p>5ページ以降の第3章現状の整理につきましては、被保険者数の</p>

発言者	会 議 内 容
	<p>推移、国保の財政状況、年齢階層別医療費や疾病分類別医療費、高額な医療費の分析をしています。また23ページからは、脳梗塞、脳出血、虚血性心疾患、腎不全、糖尿病などの主要疾患における分析を行っています。35ページからは、主な保健事業の現状として、生活習慣病重症化予防対策事業、特定健診、特定保健指導等の実施状況を示しています。これらの分析の結果について、52、53ページの第4章分析結果に基づく課題・施策の方向性でまとめております。52ページは、第3章の現状の整理において分析した現状を箇条書きでまとめております。53ページ上段は、そこから抽出される課題となっており、〈国保運営に対する課題〉としては、</p> <p>「1一人当たり医療費が増加していく一方で、被保険者数の減少等により保険税収入は減少している。」、「2財源補填のため、一般会計から法定外の繰入れ（赤字）を行い、国保運営を行っており、実質的な収支は赤字が続いている。」、「3市の事務処理は、法令等の範囲内で市町村それぞれの運用を行っており、実施方法や判断基準にばらつきがあり、県単位での統一がされていない。」、〈健康課題〉としては、「1脳心血管疾患等の重症化した者には、高血圧と脂質異常症の併発等マルチリスク者が多い。」、「2特定健診受診率・特定保健指導終了率に、国の示す目標値との乖離がある。」、「3令和元年度の特定保健指導該当者は男性で約21%、女性で約7%おり、メタボ非該当の有所見リスク者も約3割程度存在する。」、「4健診受診者の男性には運動習慣なし並びに就寝前夕食、女性は朝食を抜く並びに喫煙の回答者が多い。」、「5介護認定者の約80%が血管疾患と筋・骨格疾患を有している。」が挙げられます。その課題に対応する施策の方向性としては、「1ヘルスアップ、ヘルスサポートによる健康寿命の延伸」、「2医療費の適正化」、「3適正かつ安定的な国保運営」と考え、それらに向けて施策の取組を検討していきます。今後、その取組内容について、第5章以降で作成し、示してまいります。</p> <p>次に、資料4「第1期国民健康保険事業計画（税率改正）の評価」について、第1期計画で示している保険税必要額の3カ年の合計額は、約57億円となっております。この保険税必要額を集めるために、今回は、一人当たり5%増となる税率改正をお願いしたと</p>

発言者	会 議 内 容
	<p>ころです。税率改正を行った結果、保険税収納額は、平成30年度、令和元年度は実績値、令和2年度は見込値になりますが、3か年で約48億円、収納することができました。そして、3か年で、基金繰入金約1.7億円、法定外繰入金7.5億円を繰入、収支は、約マイナス850万円となりました。このマイナス分は実際には、国県からの公費獲得等により賄われています。</p> <p>次に、税率改正を行わなかった場合の保険税収納額について、推計しました。その結果、3か年で約45億円となり、2.2億円のマイナスとなってしまいます。税率改正した結果、約2億円の増収となりますので、平成30年度からの3か年については、一定の基金及び法定外繰入金を繰り入れ、また、税率改正による増収を実施したことにより、安定的な国保運営を行ってきたと考えております。</p> <p>それでは、来年度からの3か年の税率改正について、資料3「国民健康保険財政推計」をご覧ください。</p> <p>「1被保険者数推計」については、令和元年度の年齢階層別国保被保険者数を基準値として、第5次総合振興計画における和光市の人口の将来推計の年齢階層別増減率と過去の被保険者数及び人口の増減率から推計を行いました。その結果、団塊の世代が令和4年から令和7年にかけて後期高齢者になり、後期高齢者医療制度への移行に伴う被保険者数の減少は今後も続く見込まれます。</p> <p>「2医療費推計」については、過去の一人当たり医療費の増減率と被保険者数推計から算出したものと、それに保健事業を実施した効果額を反映させたものと2種類作成しています。保健事業の効果額については、新たに実施する保健事業を含めた効果額を算出しています。例えば、先ほどの資料2ヘルスプラン素案で示した課題に対する新たな取組として、慢性糖尿病リスク者を新たに加え糖尿病性腎症予防のための情報提供・保健指導を実施します。また、AIによる未受診者勧奨事業の県共同事業へ参加します。また、タバコ対策として、健診結果説明会等での喫煙者への禁煙取組勧奨を強化します。これらの新しい取組と、これまで実施している生活習慣病予防事業、マルチリスク予防事業、生活習慣病リスク改善対策事業、レセプト点検、ジェネリック差額通知、健康サポート訪問事業</p>

発言者	会 議 内 容
	<p>から保健事業の効果額を見込んでおり、過去の実績等から、令和2年度は、約4,100万円でその後は、少しずつ増えていく見込みです。その結果、医療費総額は、被保険者数の減少に伴い、減少傾向にあります。一人当たり医療費は、年々増加していく推計となりました。また、保健事業効果前の場合、一人当たり医療費は、令和元年度と比較して、令和8年度には、22.5%の増となりますが、保健事業を実施した結果、保健事業効果後になりますけれども、20.9%増に抑えられる推計となりました。</p> <p>「3納付金推計」については、内訳として、医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分とあり、このうち、後期高齢者支援金等分及び介護納付金分については、令和2年度の納付金額と同額で推計しております。また、医療給付費分については、先ほどの「2医療費推計」における一人当たり医療費の増減率を医療給付費分の一人当たり納付金に乗じて算出した一人当たり納付金の推計に、「1被保険者数推計」における被保険者数を乗じて、納付金を算出いたしました。その結果、被保険者数の減少に伴い、全体の保険給付費としては減少していくため、納付金についても、年々、減少していく推計となりました。ただし、一人当たり納付金については増加していく見込みです。</p> <p>「4保険税必要額」は、歳出としてこの納付金に出産・葬祭費や保健事業の事業費等の費用発生要因を加え、歳入としての過年度分の保険税収入や市町村向け交付金、基盤安定繰入金などの法定繰入金の収入要因を差し引き、本来、保険税として集めなければならない保険税必要額を算出しました。今後、保険税率等を検討するにあたっては、この保険税必要額に対してどのような財源を充てるかが重要となってきます。</p> <p>「5税率改正の必要性について」は、様々な視点がありますが、主に次の4点のことから税率改正を行う必要があると記載しました。1つ目は、平成30年度からの制度改正に伴い県単位化が行われ、県では「埼玉県国民健康保険運営方針」を策定し、この方針のもと、国保運営を行っていくとしております。現在、県においても、令和3年度から5年度の新たな方針を作成中であり、現時点での案では、国保財政の健全化を図るためにも、令和9年度までに赤</p>

発言者	会 議 内 容
	<p>字である法定外繰入金を解消することを掲げているところですが、現在、当市では毎年度2億5千万円の繰り入れを行っている状況ですので、今後はこの法定外繰入金の解消・削減を図っていく必要があります。2つ目は、国保特別会計の歳入から歳出を差し引いた形式収支は黒字となっていますが、形式収支から、繰越金、基金繰入金、一般会計からの法定外繰入金を差し引き、基金積立金を加えた実質的な収支は赤字となっている状況です。3つ目は、現在、財政調整基金が約13億円ある中で、今回の税率改正を行わず、不足分をすべて基金からの繰入金で賄う運営を行った場合、次の第3期計画期間においては、基金現在高が少額になることが想定され、運営を行っていくためには、大幅な保険税率の引き上げが必要となってしまい見込みです。4つ目は、コロナウイルス感染症の影響による収入減等を踏まえると、令和3年度以降の一人当たり保険税収入額は大きく減少することが想定され、厳しい財政状況が見込まれます。これらのことより、税率改正を行う必要があると考えています。</p> <p>「6税率改正について」は、先ほどの保険税必要額を集めるために、次のような考え方で検討を進めたいと考えております。「(1)被保険者の急激な負担増とならないよう、一人当たり保険税額について、現行のままで見込める保険税額の約5%増にとどめ、不足分は法定外繰入金及び基金繰入金で賄います。」、「(2)国及び県の方針に基づき、法定外繰入金を解消・削減する必要があるが、一度に削減することは被保険者への大幅な負担増につながるため、毎年度1億5千万円を繰り入れることとします。」、「(3)第3期計画の税率改正に備え、一定額の基金残高を確保します。」</p> <p>「7現行保険税額との比較」では、令和3年度から5年度の3か年で、現行のまま運営を行った場合、保険税収入として見込める額は、コロナウイルス感染症の影響等による収入減や納付猶予等を踏まえ、減っていくと想定され、令和3年度については前年度比15%減、令和4年度以降は3%ずつ減額していくと予想し、一人当たり保険税額は、84,770円と見込んでいます。基金繰入金及び法定外繰入金がなかった場合は、保険税必要額をすべて保険税で賄わなければいけませんので、その場合、一人当たり保険税額は、</p>

発言者	会 議 内 容
	<p>128,814円となり、現行のまま見込める保険税額の52%増となります。今回の改正案は、一人当たり保険税額を現行のまま見込める保険税額の約5%増として、89,348円とします。この結果、不足分を法定外繰入金と基金繰入金で賄うわけですが、法定外繰入金については、毎年度1億5千万円としておりますので、3年間で4億5千万円、その残りの不足分である約11億円を基金繰入金で賄います。</p> <p>「8 財政推計」については、この改正案の詳細となっております。上から現行のままで見込める一人当たり保険税額、一人当たり保険税額（改正案）、増加率となっております、先ほど説明したとおり、令和3年度から令和5年度については、5%増の保険税額としております。支出の保険税必要額は、「4 保険税必要額」で算出したものとなっております、その財源内訳として、次の行の収入の保険税収納額は、一人当たり保険税額に被保険者数をかけたものとなっております、次の行の法定外繰入金は、毎年度1億5千万円、基金繰入金は、その不足分で、毎年度4億円前後の繰入れを行って、収支を均衡させています。基金積立金は、前年度歳計剰余金が1億円発生するとして、基金積立金として計上し、基金現在高は、令和5年度末に約4億9千万円を確保するとしています。また、参考として、令和6年度からの3か年について試算しております。令和5年度末に残っている基金をすべて繰り入れても、一人当たり保険税額を令和3年度から令和5年度と比べて、36%増加させる必要があるという推計結果となり、令和6年度からの保険税額は、大きな負担増となる可能性があります。こうしたことを踏まえまして、今回の保険税率改正案について、ご意見等を伺いたいと考えています。</p> <p>また、今回の財政推計の細かい数値につきましては、11月に県から出される納付金の秋の試算結果の数値を踏まえ、修正を行いますので、ご了承ください。</p> <p>次回以降の会議においては、今回ご審議いただく、大まかな税率改正の方向性に基づきまして、実際の保険税率や詳細のシミュレーションを示していきたいと思っておりますので、本日は、この税率改正の方向性について、ご意見等をいただければと思います。</p>



発言者	会 議 内 容
金子会長 37 : 00	<p>説明が終わりましたので、質疑に入ります。</p> <p>一人当たり保険税率の増加率をどのようにしていくのかがこの協議会での課題となってきます。</p> <p>今回の資料の内容は、あくまで事務局が推計をして出された数値ですので、皆さまの中でも疑問点等あるかと思えます。</p> <p>例えば、コロナウイルス感染症の流行を受けて、今回の税率改正にどのような影響があるのかといったことで、コロナウイルス感染症が蔓延したことにより医療機関等の受診を控えている状況や失業や事業収入の減少による保険税収入の減少もあると思えます。また、コロナウイルス感染症がいつ治まっていくのかということもあると思えます。このようにいろいろなことがあると思えますので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p> <p>皆様のご質問・ご意見をお願いします。</p>
佐々木好委員	<p>平成30年度の際の税率改正の増加率はどうだったのでしょうか。また、今回、5%増加という改正案が示されているが、他市の状況はどのようになっていますか。</p>
渡部課長	<p>平成30年度は、5%増ということで試算し、税率改正を行いました。</p> <p>他市の状況については、先日、県の調査がありまして、それによりますと、当市同様、検討中ということで、結論がでていない市町村はありませんが、十数市町村は改正を検討している状況です。増加率や税率などの改正内容についてはまだ出されていません。</p>
金子会長	<p>他の市町村と和光市で異なることは、和光市は3年間の税率等を決めるということで、他市町村のように単年度の税率の検討を行っているわけではないということです。その点も踏まえてご審議のほどお願いします。</p>
鈴木委員	<p>今年度の診療報酬について、8月診療分ぐらいまでの数値が出ていると思えますが、前年度と比較してどのようになっていますか。医療機関において患者数が減っているということをお聞きしますが、医</p>

発言者	会 議 内 容
渡部課長	<p>療費への影響があると思います。今時点で予算を見込むことは難しいと思いますが、そのあたりを含めた医療費の状況についてはどうでしょうか。また、保険税収入についても、来年度は相当落ち込むだろうと予想されます。現在の収納率を含めた収入の状況はどうでしょうか。</p> <p>共同保険者である埼玉県の方から法定外繰入金をなくすという方向性が出されているわけですが、法定外繰入金をなくすとなると、30%、40%の保険税の負担が増えることとなります。基金についても、今後、同じように積立していくことは難しいと思います。そうすると、国や県の方針を市はどのように受け止めて運営を行っていくのでしょうか。</p> <p>医療費の状況については、7月診療分までの内容になりますが、3月から5月は医療費が落ち込んでいましたが、6月及び7月については、予算2億9千万円に対してそれを超えるような状況でした。前年度と比較しますと、実績ベースで、△6.37%となっています。今後の状況については、8月診療分については6月及び7月と比較すると少なくなっており、全体で見ますと、やはり、コロナウイルス感染症の影響により医療機関の受診を控えているため、医療費は昨年度と比較すると減少するのではないかと見込んでいます。</p> <p>税収の見込みについては、今回お示ししている財政推計において、コロナウイルス感染症の影響により所得が減ってくると見込んでおり、国保税は前年の所得に保険税率をかけて算出しますので、今回の所得の減少による影響は、来年度の国保税に現れてきます。よって、来年度の国保税収入は、コロナウイルス感染症によるものを12%の減少とし、これに被保険者数の減少によるものを含めて、15%の減少と見込んで推計しております。これは、平成20年9月のリーマンショックの際に、国保だけではなく全体ですが、所得が7、8%下がっており、これは、金融資産、不動産を持っている方の影響が大きい状況でした。今回は国保の方全体に影響があるということで、リーマンショックより大きい影響があるとして、12%の減少を見込んだものです。</p>

発言者	会 議 内 容
	<p>今年度の税収については、国は、コロナウイルス感染症による国保税の減免を行っており、8月末現在で約3,000万円を減免している状況です。収納率については、現時点では昨年度と比較して同程度の収納率となっておりますが、納めることが難しい方もいると思いますので、納税対策をしっかりと行って、収納率の確保に努めていきたいと思っております。</p> <p>法定外繰入金は、県・国からなすくという方向性が示されております。県の現時点での方針では、令和9年度から県内保険税率の準統一を行うとしております。同じ所得の方は、県内どの市町村に行っても税額は同じになるということです。それに向けて、法定外繰入金についても解消する方針となっておりますので、令和8年度までには減少させていくという方向性は出ております。</p>
金子会長	<p>第1期国民健康保険事業計画の評価を行う際には、先ほど回答いただいた内容は踏まえたものとなっておりますか。</p> <p>今後の推計についても、踏まえたものとなっておりますか。</p>
渡部課長	<p>資料4の第1期計画の評価については、計画の内容と実績はどうだったのかということの評価をしています。実際には、税率改正しなかった場合には、約2億円が入らなかったということになります。この2億円の増収があったことと、それ以外については、法定外繰入金や基金繰入金を繰り入れることによって安定的な運営を行ってきたと考えております。</p> <p>今後の財政推計については、一番大きいのは県から示される納付金です。この納付金が決まると、市で負担する金額が決まりますので、それによって被保険者が負担する国保税額が変わってきます。</p> <p>納付金は、医療費推計を行い、県全体の医療費がこれぐらいかかるから、納付金額はこれぐらいになり、それを各市町村の納付金として割り振られ決まります。その医療費の推計は、6月診療ぐらいまでを反映して推計を行っています。コロナウイルス感染症の影響も少し反映した中で推計したものが出てきます。今回示した納付金の推計は、過去の実績等から推計したものとなっております。11月に納付金の秋の試算が県から示されますので、それを踏まえた納付</p>

発言者	会 議 内 容
金子会長	<p>金推計を今後示していきたいと考えています。それにより、財政推計も若干変わってくるものと考えております。</p> <p>資料4の第1期計画の評価については、5%増の税率改正でほぼ収支の均衡が図れたということによろしいでしょうか。</p>
渡部課長	<p>その通りです。</p>
金子会長	<p>資料3の「8財政推計」では、今後3年間について保険税を5%増すると、その次の3年間では、36%増加させないと運営ができないという推計となっています。この辺りをどのようにするかなのですが、まず、コロナの影響により支出、収入がどのようになるのか捉えることが必要となってきます。また、令和6年度からの3年間では36%増加が必要ということで、この36%とは極めて大きな増加で、そうすると、令和3年度からの5%増をもう少し上げておかないといけないだろうと考えることもできます。あくまで推計ですので、難しい部分もありますが、委員の皆さんにもこのあたりのご議論をいただきたいと思います。</p>
清水委員	<p>財政推計について、令和3年度からの3年間の5%増は仕方ないという考えもありますが、そうすると、令和6年度からの3年間は36%増加しないといけないということになります。この令和6年度からの推計では、法定外繰入金を0円として推計を行っていますので、もし、法定外繰入金を入れるとすれば、ここまでの増加率にはならないと思います。令和9年度以降に保険税率の統一ということがあります、それを踏まえた推計というのが、今後出てくると思っています。基金は0円にしたいくはないですし、法定外繰入金をもう少し入れたいというのが全体的な意見ではないでしょうか。</p>
金子会長	<p>法定外繰入金を入れた場合と入れなかった場合で、県の評価等、異なることは何でしょうか。</p>
渡部課長	<p>県の方針において、法定外繰入金の削減・解消が掲げられてお</p>

発言者	会 議 内 容
金子会長	<p>り、保険者努力支援制度の中で、削減できていればポイントが付き、国からの交付金がもらえるといったことがあります。この削減・解消ができていないとマイナスポイントとなります。当市では、毎年度2億5千万円を繰り入れている状況ですので、来年度の交付金を決めるための評価を今年度行っていますが、前年度と比較して削減されていないということで、マイナスの評価を受けています。</p> <p>マイナスの評価を受けることを踏まえますと、この交付金はどれぐらい交付されているのでしょうか。また、来年度の納付金については、この2ヶ月の間に県から示されるのでしょうか。</p>
渡部課長	<p>努力支援制度については、国から交付されている交付金額は、今年度、約3,200万円となっています。</p> <p>納付金については、仮算定の結果が11月中旬に示されることになっています。</p>
金子会長	<p>法定外繰入金が毎年度1億5千万円ですので、努力支援制度の交付金額は、それほど大きな金額ではないですね。</p> <p>今回事務局で示している改正案では、令和3年度から3年間、法定外繰入金を1億5千万円繰り入れるとなっていますが、令和6年度からの増加率を緩やかにするためには、法定外繰入金を繰り入れて調整するか、令和3年度からの増加率を上げて調整するかというところが論点になるかと思います。</p>
菅野委員	<p>税率を上げるということは仕方ないことだと思いますが、コロナウイルス感染症の話もありましたけれども、医療機関や一般の民間も収入が減っている状況です。令和6年度以降の財政推計も行ってありますが、コロナの今後の状況も見込めない中で、なかなか将来のことを議論することは難しいのではないのでしょうか。令和3年度からの5%増ということは仕方がないとは思いますが、現時点で、その先の将来のことまではわかりません。被保険者数が減少する、一人当たり医療費が増加するなどは見込めますが、3年後、4年後</p>

発言者	会 議 内 容
鈴木委員	<p>までの将来については、ピンとこないのが現状です。今後3年間の5%増は仕方ないにしても、その先のことは行政の方は考えなければならないことだと思いますが、私どもとしては、一般の民間の人たちがどうやって生き延びていくのかということの方が心配です。そのようなことも踏まえながら、将来のことはファジーでも仕方ないと思います。</p> <p>法定外繰入金の動向が被保険者の保険税負担に大きくつながると思うのですが、法定外繰入金はそもそも法定外のものであって、その繰入れを行ってきた経緯があると思います。もともと国の負担割合が下がっていて、それが被保険者の税負担にのしかかっている、各自治体は、福祉施策として一般会計からの繰入れを行ってきたんです。平成30年度からの新制度の際に国は3400億円の公費を投入し、一時的に増やしています。国の負担割合を増やしているわけではないので、各自治体に負担がかかっている状況で、埼玉県内でも法定外繰入金をしていない自治体が数自治体あり、医療費の状況によっては法定外を繰り入れないということが出来る自治体もありますが、ほとんどの自治体は、法定外繰入を行っています。埼玉県内の市町村の法定外繰入金の総額は大きな金額になると思いますが、それが全部被保険者の負担になるわけで、国は負担割合を上げないで、法定外をなくすという方針を出し、そのようにすると、被保険者はかなりの増税になるわけです。国保の被保険者は、年金受給者や無職の方などが多くおり、低所得者が多いので、そこにのしかかってくるというのはかなり厳しいです。自治体の長の和光市長としての方針として法定外繰入金を繰り入れてきたわけで、それを国の方針でなくすということは、これは、政治的な判断で、議会での議論になると思いますが、一方で、一般会計の税収も厳しい状況で、なかなか国保に一般会計からの繰入れは難しいという状況もわかります。これは長の方針となりますので、市長の考えを聞きたいと思います。それを踏まえた税率の設定をしていかなければならないと思います。</p>
金子会長	<p>コロナウイルス感染症が蔓延した影響で保険税はかなり減収とな</p>

発言者	会 議 内 容
	<p>ると思います。収入が減る中で、できる限り税率を下げたいというのが本音ではあるのですが、国保運営のあり方の中で、独立採算制の考え方をとれば一般会計からの法定外を繰り入れるということは難しい状況になっているわけです。市長へは、税率の増加を抑える方法について、この協議会においても要望していきたいと思います。</p>
和田委員	<p>法定外繰入金を繰り入れていない市町村は、どのような税率で運営しているのでしょうか。</p>
渡部課長	<p>県内40市の状況ですが、法定外繰入金がなかったのは、令和元年度で7市ございます。和光市は一人当たり法定外繰入金は上位5番目となっています。</p> <p>例えば、東松山市は法定外繰入金が0円で、税率については、所得割の合計が和光市が10.1%に対し、東松山市は11.7%となっています。保険税率は、納付金等の支払いができるように各自治体が設定しています。</p>
金子会長	<p>法定外繰入金の部分は、保険税率の引き上げにより対応しているということでしょうか。</p>
渡部課長	<p>資料がないので、毎年度、税率を見直して対応しているかはわかりませんが、現状としては、税率で対応しているものと考えます。</p>
金子会長	<p>他の6市ではどのような対応をしていますか。</p>
渡部課長	<p>令和元年度だけをみていますのでわかりませんが、前年度がギリギリだったので翌年度は法定外繰入金を繰り入れている可能性もありますし、前年度に剰余金が発生しその分基金へ積み立て令和元年度は法定外を入れなかった可能性もありますので、一概には言えないのですが、基本的には保険税で賄っているのではないかと思います。</p>

発言者	会 議 内 容
金子会長	<p>7, 8年前では、関西の方に法定外繰入金を入れずに運営している自治体があったかと記憶しておりますが、ほとんどの自治体が法定外繰入金を繰り入れて運営を行っていました。</p>
金子会長	<p>次回会議に向けて、法定外繰入金を1億5千万円でいくのか、多少増額するのか、市の意向をまとめておいていただきたいと思います。また、増加率についても、5%増の案が本日示されていますが、どれぐらいの増加率にするのが検討いただきたいと思います。賦課方式については、和光市は4方式ですが、国・県は2方式の方針が出されており、どのようにするのか、このあたりもご提案をいただければと思います。</p>
清水委員	<p>本日、保険税率を5%増、法定外繰入金を1億5千万円での改正案を出されていますが、次回会議においては、複数のケースの資料を作成していただければと思います。</p>
渡部課長	<p>例えば、保険税率を3%増、7%増、10%増の場合や、法定外繰入金を1億円、2億円などとした場合の推計を準備したいと思います。</p>
川辺部長	<p>様々なパターンをシミュレーションとしては資料を出すことはできますが、法定外繰入金については、そこで示した金額どおり確保できるかどうかは難しい状況で、今回お示ししている金額が確定ではありませんが、確保できるであろうというものでございます。</p>
金子会長	<p>次回会議において、複数のパターンの資料の作成をお願いします。</p>
渡部課長	<p><b>6 その他</b></p> <p>参考としたいデータ等がありましたら、事務局までお知らせください。準備させていただきます。</p>



発言者	会 議 内 容
金子会長	<p><b>7 閉会</b></p> <p>以上をもちまして、運営協議会を閉会します。</p> <p>本日は、ありがとうございました。</p>